

「久留米市ごみ分別辞典」協働発行业者募集要項

市民生活を送る上で必要なごみの分別方法や排出方法、収集日をはじめとするごみに関する情報を掲載した冊子を官民の協働事業として発行するにあたって、協働発行业者を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

1. 業務概要

1-1. 事業名称

「久留米市ごみ分別辞典」協働発行业者

1-2. 業務内容

別紙「久留米市ごみ分別辞典 仕様書」のとおり

1-3. 発行時期

令和5年3月1日（水）

1-4. 納品時期

令和5年2月15日（水）

2. プロポーザル参加資格に関する要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに協働発行业者として不適当であると認められるものでないこと。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（令和6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税を完納していること。
- (6) 協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

3. 手続き

3-1. スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年6月22日（水） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和4年6月29日（水） |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和4年7月 1日（金） |
| (4) 参加申込書の受付期限 | 令和4年7月 8日（金） |
| (5) 資格審査結果通知 | 令和4年7月22日（金） |
| (6) 提案書等の提出期限 | 令和4年8月 5日（金） |

- | | |
|---------------|--------------|
| (7) 企画提案ヒアリング | 令和4年8月上旬(予定) |
| (8) 選定結果通知期限 | 令和4年8月中旬(予定) |
| (9) 協定書の締結 | 令和4年8月中旬(予定) |

3-2. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 質問書受付期限

令和4年6月29日(水)午後5時15分まで

(2) 質問受付提出場所

久留米市環境部資源循環推進課 担当：田村・東原
〒830-0042 福岡県久留米市荘島町375番地(環境部庁舎)
電話：0942-30-9143 FAX：0942-37-3344
メール：seigyou@city.kurume.lg.jp

(3) 提出方法

質問書(「久留米市ごみ分別辞典」協働発行事業者募集要項(以下、「要項」という))
第4号様式)により、メールにて行うこと。ただし、インターネット環境がない場合に限り、
FAXでも可とする。

(4) 質問書に対する回答

回答期限：令和4年7月1日(金)

(5) 注意事項

質問書の回答にあたっては、同様にメールにて行う。ただし、インターネット環境がない場合
に限り、FAXにて行う。

3-3. 参加申込書及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、資格審査によ
り不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

(1) 参加申込書受付期限

令和4年7月8日(金)午後5時15分までに必着

(2) 参加申込書提出場所

久留米市環境部資源循環推進課(環境部庁舎)

(3) 提出方法

持参もしくは郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)とする。

なお、郵送の場合は、未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(4) 参加申込に必要な書類

- ①参加申込書(要項 第1号様式)
- ②参加資格に係る申立書(要項 第2号様式)
- ③役員等調書及び照会承諾書(要項 第3号様式)
- ④委任状 ※本業務において契約権限等を委任する場合のみ(要項 第5号様式)
- ⑤履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のものに限る)

⑥国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないことの証明書

⑦直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書

(5) 結果通知

資格審査の結果は、令和4年7月22日（金）までに郵送にて通知するものとする。原則、電話等による問合せは受け付けないものとする。

3-4. 提案書の提出

(1) 提案書提出期限

令和4年8月 5日（金）午後5時15分までに必着

(2) 提案書提出場所

久留米市環境部資源循環推進課（環境部庁舎）

(3) 提出方法

持参もしくは郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）とする。

なお、郵送の場合は、未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(4) 提案書の様式

①提案書（要項 第6号様式）

②提案書は自由様式とする。但し、提案書の用紙サイズは、原則としてA4版とする（図面、証明資料についてはA3版とし、折り込むことは可）。

(5) 提案書の記載すべき事項

(ア) 協働事業についての考え方・目的

(イ) 制作体制（総括責任者及び担当者も記載すること）

(ウ) 事業スケジュール

(エ) ごみ分別辞典の内容提案

a) 発行ページ数（総ページ数、うちごみに関する情報ページ数及び広告掲載ページ数）

b) 規格

c) 掲載記事案（ごみに関する情報等）

(オ) 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）

(カ) 当該事業と同様の事業実績

(キ) その他PR資料

(6) 提出部数

正本1部・副本8部

(7) その他

原則、資料の差し替え・修正は認めないこととする。また、提出された提案書の内容について、久留米市より問い合わせを行う場合がある。

4. 協働発行事業者の選定

4-1. 選定主旨

本事業は行政と民間事業者等の協働事業として取り組むものであり、公平性及び公正性が求められることから、それらを十分に理解し、業務実績、実現性、信頼性等を総合的に審査し、

最も優れた者を公募に応じた事業者の中から選定する。

4-2. 選定方式

(1) 方法

公募型プロポーザル方式とし、久留米市が設置する協働発行业者選定委員会において、提案書及びヒアリング結果等を総合的に評価し選定するものとする。

(2) 選定手順

- ①審査基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会の合議によって順位付けを行う。
- ②合計点数が最も高い事業者を協働発行业者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決する。
- ③評価点は、配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。
- ④参加事業者の提案辞退等により、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、ヒアリングは実施する。ただし、選定委員会で審査した結果、平均30点以下の場合は協働発行业者として選定しないものとする。

(3) 評価基準

次の3つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い事業者を選定する。また、評価基準の項目及び配点（50点満点/委員）は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----|
| ①協働事業の理解度・積極性 | 10点 |
| ②企画提案の内容 | 30点 |
| ③類似事業取扱実績 | 10点 |

(4) 企画提案ヒアリング

ヒアリングは、8月上旬に実施する。尚、詳細な日時・場所等は後日通知する。

(5) 選定結果通知

選定結果は、全参加者へ郵送にて通知するものとする。

尚、選定結果についての問い合わせ等については一切応じることはできない。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ①提案書の提出期限に遅れた者
- ②提出書類に虚偽の記載をした者

5. 協定書の締結

協働発行业者として決定された者は、市と協働発行业者に係る協定を締結するものとする。

6. その他

- (1) 書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。
- (3) 提案書等は、本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。ただし、公平性、透明性を期すために「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがある。

久留米市ごみ分別辞典 仕様書

1 概要

ごみの排出者である市民に対してごみ減量・リサイクル及び分別の徹底を周知することを目的として、分別方法等のごみに関する情報に企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた「ごみ分別辞典」を、久留米市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）が協働で発行する。

2 納品

納品時期：令和5年2月15日（水）

納品先：久留米市シルバー人材センター（久留米市西町873-7）

環境部資源循環推進課（久留米市荘島町375番地）

田主丸総合支所環境建設課（久留米市田主丸町田主丸459-11）

3 規格等

(1) 規格及び作成部数

ごみ分別辞典 A4版

①久留米・城島・三潴・北野地域版 40～44ページ程度 1パターン 152,000部

②田主丸地域版 40～44ページ程度 1パターン 9,000部

紙質は再生マットコート紙70キロ、古紙配合率80%以上、白色度70%程度 フルカラー

(2) 主な内容

ごみの分別方法、排出方法、広告等

(3) 広告の掲載

紙面全体の広告の割合は概ね40%以下とする。

久留米市広告事業実施要綱及び久留米市広告掲載基準を遵守しなければならない。

市は、広告掲載事業者について、久留米市広告事業実施要綱及び久留米市広告掲載基準に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定する。

※広告掲載事業者の募集にあたっては、配布の対象が一般家庭であることから、医療・福祉・教育関係の事業者を優先し、募集・掲載するものとする。

(4) 音声コード

音声コード（別紙「携帯電話対応 音声コード技術仕様書」参照）各ページに挿入すること。

4 作成方法

(1) 市は協働発行事業者にごみ分別辞典の制作に必要なごみに関する情報を提供する。

(2) 協働発行事業者は、ごみ分別辞典の制作に必要なごみに関する情報以外の情報の収集、企画、編集、印刷及び製本を行う。

(3) 協働発行事業者は、ごみ分別辞典に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、協働発行事業者に帰属するものとする。

5 作成経費

ごみ分別辞典の企画、編集、印刷及び製本に係る費用は、協働発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

6 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 市が提供するごみに関する情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 上記以外の情報、広告に関しては協働発行业者が責任を負い、問い合わせ等があれば協働発行业者が対応することとする。

7 その他

印刷データは、下記の内容のものを納品時に市へ納品すること。

- (1) 文字認識可能なPDFデータ 印刷原稿のもの（広告あり）
- (2) 文字認識可能なPDFデータ (1)の広告なしのもの

音声コード技術仕様書

品 名	久留米市ごみ分別辞典
音声コードの作成	必要
音声コードの種類	音声コード Uni-Voice (Uni-Voice 事業企画株式会社)
音声コードの原稿 への挿入・位置調整	必要 (音声コードの位置については、別添資料の5のとおり)
切り欠き作業	必要 (1箇所) (切り欠きの位置については、別添資料の6のとおり)
デザイン	T字ラインとボディーとの間隔： 1ピクセル以上のスペースが必要 (別添資料の1のとおり)
サイズ	Mモード
誤り訂正	強 25%
解像度	600dpi のレーザープリンターを推奨。 セル4ドット 分解能 0.169mm (別添資料の4のとおり)
印刷濃度値	・オフセット印刷機 : 0.9 (±0.05) ・レーザープリンター機 : 0.9 (±0.05) ・インクジェットプリンター機： 用紙により値が変動する。 上質系の若干塗料加工のある用紙を推奨。 (別添資料の4のとおり)
用紙	・光沢及び凹凸のある用紙は避ける。 ・上質紙、再生紙 (R100 白度度65%以上)、コード紙。 ・色上質は、薄系統なら各色対応可。 (別添資料の4のとおり)
コード読み取り 確認作業	必要 (校正の際に、音声コードを正常に読み取ることができるか確認を行う。)

別紙資料：	1	音声コードのデザイン規定	1 ページ
	2	村政コードのサイズ規定	1 ページ
	3	音声コードの誤り訂正規定	1 ページ
	4	音声コードの印刷品質規定	2 ページ
	5	音声コードの印刷位置	3 ページ
	6	音声コードの印刷位置を示すルール	4 ページ

日本視覚障がい情報普及支援協会（JAVIS）「音声コード導入研修会」資料から抜粋

第1号様式

令和 年 月 日

久留米市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

印

代表者氏名

印

参加申込書

下記の業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 業 務 「久留米市ごみ分別辞典」協働発行业務

- 2 添付書類
 - ①参加資格に係る申立書（第2号様式）
 - ②履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のものに限る）
 - ③役員等調書及び照会承諾書（第3号様式）
 - ④国税、都道府県税及び市区町村税の滞納なし証明書
 - ⑤直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書

（担当）

担当者氏名	
所属部署名	
住所	
TEL	
FAX	
E-MAIL	

久留米市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

⑩

代表者氏名

⑩

参加資格に係る申立書

「久留米市ごみ分別辞典」協働発行事業のプロポーザル参加資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではない。
- 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者に該当しない。
- 久留米市指名停止等措置要綱（令和6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていない者に該当する。

※ 該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

役員等調書及び照会承諾書

令和 年 月 日

(あて先)

久留米市長あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名



次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第4条第1項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリ 氏	カナ 名	男性	女性	生年月日

【注意事項】

- 1 法人にあつては、登記事項証明書に記載されている役員（代表者含む。）の方全員についてご記入ください。個人にあつては、代表者1名についてご記入ください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報、久留米市個人情報保護条例（令和3年4月1日条例第17号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

久留米市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

質問書

「久留米市ごみ分別辞典」協働発行业務に関して、次の事項について質問いたします。

【質問事項】

(担当)

担当者氏名	
所属部署名	
TEL	
E-MAIL	

委任状

久留米市長 あて

住所又は所在地
申請者 商号又は名称
(本社) 代表者氏名 実印

私は次の者を受任者と定め、「久留米市ごみ分別辞典」協働発行业に係る下記の事項に関する権限を委任します。

住所
受任者 商号又は名称
(支店等) 代表者氏名 印

記

1 委任事務

- (1) 公募型プロポーザルの参加及び提案に関すること。
- (2) 協定書締結に関すること。
- (3) その他協定履行に関する一切のこと。

2 委任期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

第6号様式

令和 年 月 日

久留米市長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

⑩

代表者氏名

⑩

提案書

久留米市ごみ分別辞典協働発行事業者募集要項に基づき、次のとおり提案書及び添付書類を提出いたします。